動物検疫所発注者綱紀保持委員会(第1回)の概要について

◎ 発注者綱紀保持委員会の設置について

農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)を制定しました。

この中で、本省、施設等機関、地方支分部局及び農林水産技術会議事務局筑波事務所 に、不当な働きかけの調査分析や公表等について調査審議を行う「発注者綱紀保持委員 会」を設置することとされました。

動物検疫所については、10月5日に「動物検疫所発注者綱紀保持委員会」が設置され、10月26日に第1回の委員会が開催されました。(議事概要については、別紙のとおり)

動物検疫所発注者綱紀保持委員会(第1回)議事概要

場 所 動物検疫所小会議室

出 席 者 動物検疫所所長、企画連絡室企画調整課長

総務部長、総務部庶務課長、総務部会計課長、同課長補佐

検疫部管理指導課長、精密検査部微生物検査課長

議事次第

1 委員会の趣旨について

動物検疫所発注者綱紀保持委員会設置要領等に基づき、設置の趣旨、発注者綱紀保持委員会において行うべき内容等について討議を行った。

- 2 発注者綱紀マニュアルについて 発注事務に関する問い合わせ等について、マニュアルの参照事項等を議論した。
- 3 平成19年度発注者綱紀保持研修について 平成19年度発注者綱紀保持研修に参加した担当者から、研修内容等につい て説明を行い、研修、講習の具体的方針について議論した。
- 4 次回の開催予定について 定時の開催については、平成20年4月に行う旨合意された。